

# 第1章

## 計画の基本的事項

# 1 計画の趣旨

## (1) 計画策定の趣旨：米子市環境基本条例の基本理念の実現

私たちの環境は、物質の豊かさや利便性の追求により、「買って、使って、捨てる」といった生活習慣が定着し、生活排水などによる水質汚濁、増加するごみ問題などを引き起こし、いわゆる都市型・生活型公害として、全国各地で大きな問題となりました。

また、地球温暖化をはじめとする地球的規模の問題にまでその影響はおよび、このまま放置すれば、より良い環境を将来の世代に引き継ぐことができない恐れがあります。

このような状況の中、平成17年にはより良好な環境を将来の世代に引継ぐため「米子市環境基本条例」を制定し、環境保全に関する理念、基本方針を明らかにするとともに、環境基本計画を策定することを明記しました。(米子市環境基本条例第8条)

これを受け、本市では平成24年3月に「米子市環境基本計画」を策定し、市民・事業者の行動指針及び本市の具体的な環境施策を実施することで、現況の環境問題の解決を図り、環境基本条例の理念の実現を目指しています。

### 米子市環境基本条例 第3条（基本理念）

- 1 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者の公平な役割分担と連携により、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを確実に将来の世代に引き継いでいくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図るとともに、歴史、文化等地域の特性を生かした潤いと安らぎのあるまちづくりを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、資源の循環を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目的として行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての者がこれを自らの問題として認識し、日常生活及びあらゆる事業活動において着実に取り組むことにより、積極的に推進しなければならない。

## (2) 計画の役割：環境分野における基本的な計画

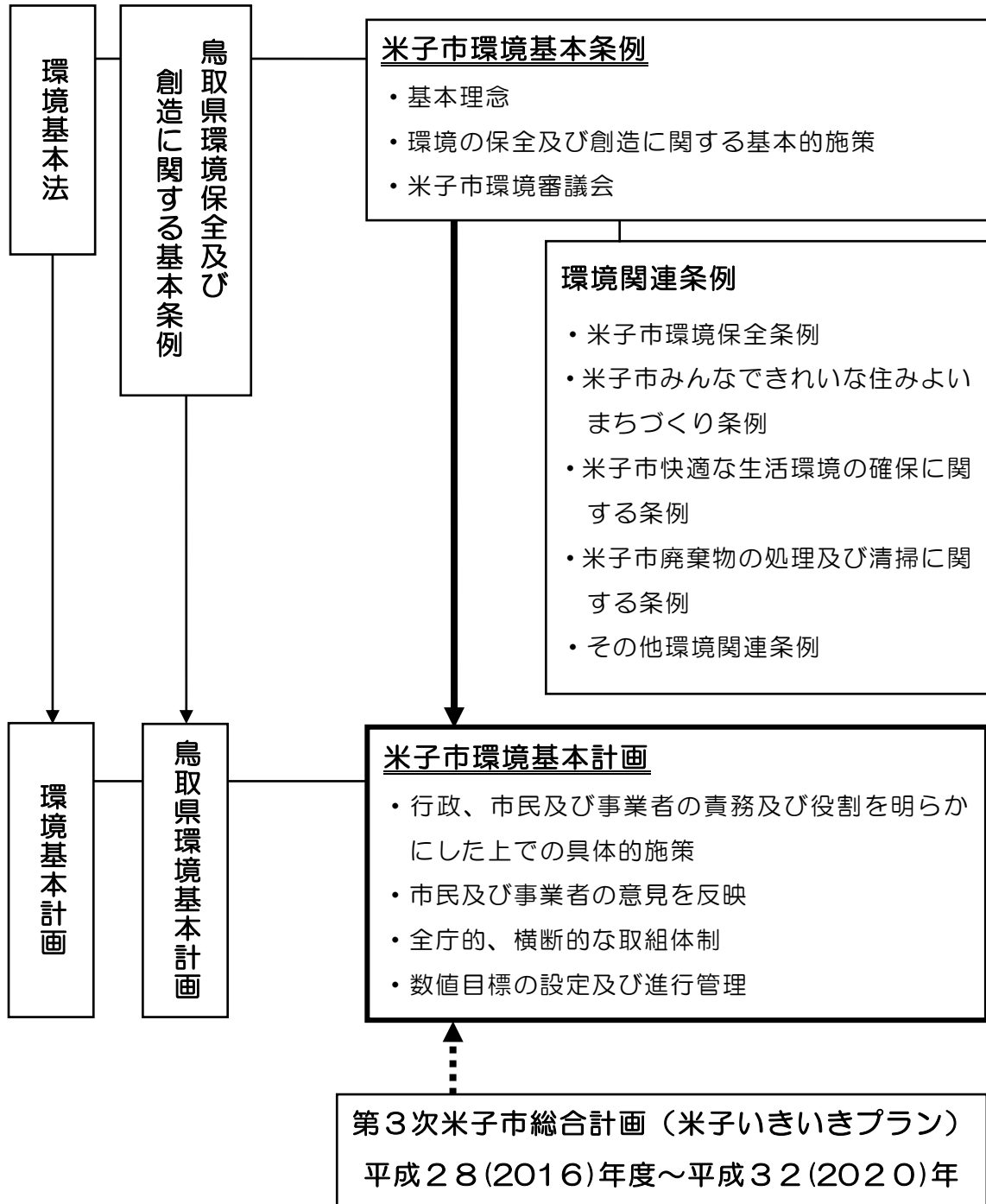
環境基本計画は、本市の環境施策を長期的な視点から、総合的・計画的に推進するために、必要な事項を定める環境に関する基本的な計画です。本市の環境の将来像を定め、その実現に向けた基本目標を設定して、市民・事業者の行動指針及び本市の具体的な環境施策を明らかにします。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 国、県、市の上位・関連計画との整合性を図る

本計画は、国や鳥取県の環境基本計画との整合性を保ちながら、「第3次米子市総合計画」を環境施策の面から推進し、市が策定する他の個別計画に対して環境の保全と創造に関する基本的方向を示します。

#### ■米子市環境関係法令など体系図



## (2) 上位計画における環境政策の位置づけ

上位計画における環境政策の方向性を抜粋し、次のように整理します

### ■第4次環境基本計画（環境省/平成24（2012）年4月）

目指すべき 社会の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成</li> <li>・その基盤として、「安全」を確保</li> </ul>
環境政策の 展開の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 政策領域の統合による持続可能な社会の構築（環境・経済・社会、環境政策分野間の連携）</li> <li>(2) 国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化（国益と地球益の双方の視点）</li> <li>(3) 持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成</li> <li>(4) 地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進</li> </ul>
優先的に取 り組む重点 分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進</li> <li>(2) 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進</li> <li>(3) 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進</li> <li>(4) 地球温暖化に対する取組</li> <li>(5) 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組</li> <li>(6) 物質循環の確保と循環型社会の構築</li> <li>(7) 水環境保全に関する取組</li> <li>(8) 大気保全に関する取組</li> <li>(9) 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組</li> </ul>

### ■第2次鳥取県環境基本計画（鳥取県/平成24（2012）年3月）

#### ①鳥取県環境基本計画

目標年度	平成32（2020）年度
基本方向	NPO や地域・企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」に取り組む
目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) エネルギーシフトの率先的な取組み</li> <li>(2) NPO や地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開</li> <li>(3) 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現</li> <li>(4) 安全で安心してくらせる生活環境の実現</li> <li>(5) 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保</li> <li>(6) 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進</li> </ul>

②第2期とっとり環境イニシアティブプラン(平成28年3月)

目標年度	平成30(2018)年度末
目標を達成するための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>I エネルギーシフトの率先的な取り組み             <ul style="list-style-type: none"> <li>I-1 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速</li> <li>I-2 地域エネルギー社会の構築</li> <li>I-3 エネルギー資源多様化の促進</li> <li>I-4 新たなエネルギー環境の整備</li> </ul> </li> <li>II NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開             <ul style="list-style-type: none"> <li>II-1 環境教育・学習の推進</li> <li>II-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進</li> <li>II-3 社会システムの転換</li> </ul> </li> <li>III 環境負荷低減の取り組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現             <ul style="list-style-type: none"> <li>III-1 4R社会の実現</li> <li>III-2 廃棄物の適正処理体制の確立</li> <li>III-3 リサイクル産業の振興</li> <li>III-4 低炭素社会との調和</li> </ul> </li> <li>IV 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然体系の確保             <ul style="list-style-type: none"> <li>IV-1 人と自然とのふれあいの確保</li> <li>IV-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全</li> <li>IV-3 三大湖沼の浄化と利活用の推進</li> <li>IV-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復</li> </ul> </li> <li>V 安全で安心してくらせる生活環境の実現             <ul style="list-style-type: none"> <li>V-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理</li> <li>V-2 環境汚染化学物質の適正管理</li> <li>V-3 環境影響評価の推進</li> <li>V-4 北東アジア地域と連携した環境保全の推進</li> </ul> </li> <li>VI 美しい景観の保全ととっとりさしさを活かした街なみづくりの推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>VI-1 美しい景観の保全と創造</li> <li>VI-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備</li> </ul> </li> </ul>

## ■米子市環境基本条例（米子市/平成 17(2005)年 3 月）

基本理念 (要約)	各主体の役割 分担	市・市民及び事業者の公平な役割分担と連携により、 より良好な環境を将来の世代に継承します。
	自然との共生、 潤いのあるま ちづくり	自然と共生し、歴史・文化など地域の特性を活かした 潤いと安らぎのあるまちをつくります。
	持続的発展が 可能な社会	持続的発展が可能な、環境への負荷の少ない循環型社 会を目指します。
	地球環境保全	全ての人の参加により、地球環境保全を推進します。
環境施策 (要約)	<p>市は条例の理念にのっとり、以下の基本方針に基づいて環境施策を進めます。</p> <p>(1) 市民の健康、快適な生活環境の確保</p> <p>(2) 自然とのふれあい、生態系に配慮した自然環境の保全</p> <p>(3) 地域の特性を活かした景観の形成、自然・文化・産業などの調和の取れた快適な環境の創造</p> <p>(4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進</p> <p>(5) 地球環境保全に資する取組の推進</p>	
役割分担 と連携 (要約)	<p>三者はそれぞれが実施する環境保全活動への協力と連携に努めます。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     Citizens[市民] --- City[市]     Citizens --- Businesses[事業者]     City --- Cooperation[三者の協力と連携]     Businesses --- Cooperation </pre> </div>	

## ■環境都市宣言（米子市/平成 18(2006)年 3 月）

宣言事項	<p>さわやかな大気・清らかな水・豊かな緑など自然は生きとし生けるものの母胎であり、人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず、地球にすむものに調和をもたらしものです。</p> <p>しかし、大気汚染、水の汚濁、緑の枯渇などの自然環境の破壊は、今や地域から地球規模までに拡大し、人類の生存基盤が危うくなりかねない事態を迎えています。</p> <p>我々は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知のあかしとして、自然との共生のもとに、調和のとれた人間環境をつくり上げていきます。</p> <p>我々は、健全な自然環境が人間の営みと不可欠なものであることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直し、将来の世代を初め後世に禍根を残さない循環型社会を形成するために、住民、企業、自治体が一体となり、環境先進都市を目指すことを宣言します。</p>
------	---

## ■第3次米子市総合計画（米子いきいきプラン 2016）

策定年次	平成28（2016）年3月
目標年度	基本構想 平成37（2025）年度 基本計画 平成32（2020）年度
米子市の将来像	生活充実都市・米子
まちづくりの目標	<p>(1)『あした』がいきいき あしたの活力とにぎわいを生み出す、 魅力あふれるまちづくり</p> <p>(2)『ひと』がいきいき ともに支え合い、子どもも大人も 生涯健やかに暮らせるまちづくり</p> <p>(3)『こころ』がいきいき 豊かな心と人を育み、 人を大切にするまちづくり</p> <p>(4)『ふるさと』がいきいき 人と自然が共生し、安心・安全で いつまでも快適に住み続けられるまちづくり</p>

### 3 計画の期間と対象

#### (1) 計画の期間：10年間

本計画の期間は、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間としています。

ただし、本市の環境を巡る変化に合わせ、着実に施策を進めるため、数値目標の多くを平成27年度（2015年度）までの中間目標値としておりましたので、最終年度の目標値の設定を含め、平成28年度に中間見直しを行ったものです。

計画の期間：

平成23年度（2011年度）～平成32年度（2020年度）

〔平成28年度中間見直し〕

なお、本市の環境の状況、環境施策の実施状況などについて、年次報告を行います。

#### 米子市環境基本条例 第10条（年次報告）

- 1 市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。



## (2) 計画の対象

本計画の対象地域は、本市全域とします。

また、本計画の対象分野は、米子市環境基本条例を踏まえ、次の5つとします。

環境の分類	環境の要素
地球環境	地球温暖化やエネルギー問題及び廃棄物の減量など
生活環境	水、大気及び公害など
自然環境	森林、農地及び水辺や動植物など
快適環境	緑化、景観及び環境美化など
環境意識	環境学習や市民活動など



### 米子市環境基本条例 第7条（環境施策の基本方針）

- (1) 市民の健康、快適な生活環境の確保 (生活環境)
- (2) 自然とのふれあい、生態系に配慮した自然環境の保全 (自然環境)
- (3) 地域の特性をいかした景観の形成、自然・文化・産業等の調和のとれた  
快適な環境の創造 (快適環境)
- (4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物減量の推進 (地球環境)
- (5) 地球環境保全に資する取組の推進 (地球環境)